

鳥取県訓令第6号

鳥取県職員表彰規程及び鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員表彰規程及び鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令

(鳥取県職員表彰規程の一部改正)

第1条 鳥取県職員表彰規程(昭和41年鳥取県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(表彰の種類) 第4条 略 2 略 3 部長表彰は、部長(統轄監、 <u>防災監</u> 、部長、文化観光局長、行政監察監、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。)が前条第1項各号のいずれかに該当する職員(知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。)に対して行う。 4 略	(表彰の種類) 第4条 略 2 略 3 部長表彰は、部長(<u>防災監</u> 、部長、文化観光局長、行政監察監、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。)が前条第1項各号のいずれかに該当する職員(知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。)に対して行う。 4 略

(鳥取県職員服務規程の一部改正)

第2条 鳥取県職員服務規程(平成8年鳥取県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 本庁 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第2条第2項に規定する本庁、鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第15条第1項の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。 (3)及び(4) 略	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 本庁 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第2条第2項に規定する本庁、鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第1項の規定により設置された会計管理者及び労働委員会事務局をいう。 (3)及び(4) 略

<p>(履歴書の取扱い)</p> <p>第17条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、<u>行財政改革局人事企画課長</u>は、これを保管するものとする。</p> <p>(サービス上の事故報告)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 所属長は、前項の報告があったときは、速やかに<u>行財政改革局人事企画課長</u>にその内容を報告しなければならない。</p>	<p>(履歴書の取扱い)</p> <p>第17条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、<u>行財政改革局人事・評価室長</u>は、これを保管するものとする。</p> <p>(サービス上の事故報告)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 所属長は、前項の報告があったときは、速やかに<u>行財政改革局人事・評価室長</u>にその内容を報告しなければならない。</p>
---	---

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。